



山形県公報

平成27年8月14日(金)
第2672号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……1015
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……1016
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……1017
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1018
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……1019
- 県営土地改良事業計画の変更……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出……………(都市計画課) ……1020

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……1021

### そ の 他

- 山形県市町村職員共済組合の決算の公告……………(市町村課) ……1024

## 告 示

### 山形県告示第680号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地               | 事業所の名称及び所在地                 | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日       |
|-------------------------------------------|-----------------------------|------------|-------------|
| 一般社団法人青葉の杜<br>宮城県仙台市宮城野区西宮城野<br>6番25-304号 | Harmony山形<br>山形市印役町四丁目2番18号 | 放課後等デイサービス | 平成27. 5. 15 |

**山形県告示第681号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                   | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------|-----------------------------------------------|----------|-------------|
| 社会福祉東北株式会社         | リハビリ特化型デイサービスカラダラボ<br>天童老野森<br>天童市老野森一丁目6番10号 | 通 所 介 護  | 平成27. 4. 23 |
| 社会福祉法人天童福祉厚生会      | 特別養護老人ホーム明幸園<br>天童市大字矢野目150番地                 | 短期入所生活介護 | 同 4. 30     |
| 株式会社ビハーラ山形         | つつじの里 浄光苑<br>山形市八日町二丁目4番10号                   | 通 所 介 護  | 同 5. 14     |
| 株式会社あえりあ           | あえりあデイサービスセンター<br>東根市中央三丁目2番19号               | 通 所 介 護  | 同 5. 18     |
| 合同会社セカンドハウス彩祐結     | 彩祐結キッズリハビリ訪問看護ステーション<br>山形市嶋南三丁目4番32号         | 訪 問 看 護  | 同 6. 1      |

**山形県告示第682号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                            | サービスの種類     | 指定年月日      |
|----------------|----------------------------------------|-------------|------------|
| 医療法人社団楽聖会      | 楽聖ケアプランセンター<br>山形市江俣四丁目18番26号          | 居 宅 介 護 支 援 | 平成27. 6. 1 |
| 株式会社老          | 居宅介護支援事業所「えがおで」<br>寒河江市大字西根字石川西269番地の1 | 居 宅 介 護 支 援 | 同          |

**山形県告示第683号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                   | サービスの種類      | 指定年月日       |
|----------------------|-----------------------------------------------|--------------|-------------|
| 社会福祉東北株式会社           | リハビリ特化型デイサービスカラダラボ<br>天童老野森<br>天童市老野森一丁目6番10号 | 介護予防通所介護     | 平成27. 4. 23 |
| 社会福祉法人天童福祉厚生会        | 特別養護老人ホーム明幸園<br>天童市大字矢野目150番地                 | 介護予防短期入所生活介護 | 同 4. 30     |
| 株式会社あえりあ             | あえりあデイサービスセンター<br>東根市中央三丁目2番19号               | 介護予防通所介護     | 同 5. 18     |

|                |                                       |          |   |      |
|----------------|---------------------------------------|----------|---|------|
| 合同会社セカンドハウス彩祐結 | 彩祐結キッズリハビリ訪問看護ステーション<br>山形市嶋南三丁目4番32号 | 介護予防訪問看護 | 同 | 6. 1 |
|----------------|---------------------------------------|----------|---|------|

**山形県告示第684号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------|---------------------------------------------|----------|-------------|
| 医療法人社団丹心会          | 医療法人社団丹心会 吉岡病院デイサービスてくてく<br>天童市鎌田本町三丁目6番11号 | 通 所 介 護  | 平成27. 4. 30 |
| 社会福祉法人東根福祉会        | 地域密着型特別養護老人ホーム本丸ホーム<br>東根市本丸南一丁目10番16号      | 短期入所生活介護 | 同           |
| 医療法人社団楽聖会          | 楽聖倶楽部江俣<br>山形市江俣四丁目18番26号                   | 通 所 介 護  | 同 5. 31     |
| 株式会社三友医療           | さんゆう訪問介護サービス山形<br>山形市西田三丁目3番15号             | 訪 問 介 護  | 同 6. 1      |

**山形県告示第685号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|---------------------------------------------|----------|-------------|
| 医療法人社団丹心会            | 医療法人社団丹心会 吉岡病院デイサービスてくてく<br>天童市鎌田本町三丁目6番11号 | 介護予防通所介護 | 平成27. 4. 30 |
| 医療法人社団楽聖会            | 楽聖倶楽部江俣<br>山形市江俣四丁目18番26号                   | 介護予防通所介護 | 同 5. 31     |
| 株式会社三友医療             | さんゆう訪問介護サービス山形<br>山形市西田三丁目3番15号             | 介護予防訪問介護 | 同 6. 1      |

**山形県告示第686号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                   | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|------------------------------|-------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市美畑町4-31      | デイサポート さくら<br>上山市狸森字久々取513番地3 | 生活介護        | 20名 | 平成27. 5. 29 |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市美畑町4-31      | デイサポート 天花<br>天童市老野森二丁目10番12号  | 生活介護        | 20名 | 同           |

## 山形県告示第687号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                  | 事業所の名称及び所在地                                   | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人福祉グループ<br>アヲやまがた県央<br>天童市東本町三丁目2番45号 | 特定非営利活動法人福祉グループ<br>アヲやまがた県央<br>天童市東本町三丁目2番45号 | 居宅介護        | 平成27. 5. 1 |
| 特定非営利活動法人福祉グループ<br>アヲやまがた県央<br>天童市東本町三丁目2番45号 | 特定非営利活動法人福祉グループ<br>アヲやまがた県央<br>天童市東本町三丁目2番45号 | 重度訪問介護      | 同          |

## 山形県告示第688号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                     | 指定年月日      |
|----------------------------|---------------------------------|------------|
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市美畑町4-31    | 地域生活支援センター天花<br>天童市老野森二丁目10番12号 | 平成27. 5. 1 |

## 山形県告示第689号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------|---------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社和み             | 訪問介護なごみの<br>酒田市牧曾根字宮ノ越92番3      | 訪問介護    | 平成27. 7. 10 |
| 株式会社和み             | デイサービスなごみの牧曾根<br>酒田市牧曾根字宮ノ越92番3 | 通所介護    | 同           |

**山形県告示第690号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|---------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社和み               | 訪問介護なごみの<br>酒田市牧曾根字宮ノ越92番3      | 介護予防訪問介護 | 平成27. 7. 10 |
| 株式会社和み               | デイサービスなごみの牧曾根<br>酒田市牧曾根字宮ノ越92番3 | 介護予防通所介護 | 同           |

**山形県告示第691号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営山崎地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 縦覧に供する書類の名称**

県営山崎地区土地改良事業（水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型））変更計画書の写し

**2 縦覧に供する場所**

金山町役場

**3 縦覧に供する期間**

平成27年8月19日から同年9月16日まで

**4 その他**

この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第692号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営四ツ釜地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 縦覧に供する書類の名称**

県営四ツ釜地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））の写し

**2 縦覧に供する場所**

川西町役場

**3 縦覧に供する期間**

平成27年8月14日から同年9月11日まで

**4 その他**

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第693号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、山辺町嶋ノ前土地区画整理組合から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地区画整理事業の名称  
山辺町嶋ノ前土地区画整理事業
- 2 換地処分の内容  
平成27年5月1日付け指令都計第2号で認可した換地計画のとおり
- 3 換地処分の年月日  
平成27年5月28日

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成27年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人地域振興倶楽部
  - (2) 代表者の氏名  
上野 政藏
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東根市鷺ノ森一丁目7番7号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、子ども達やその保護者、また、年齢を問わず山形県内の住民に対して、心身の健康促進、文化的な活動、環境の保全活動に関する事業を行い、子どもの健全育成と地域住民の地域振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成27年7月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人まちづくり大石田
  - (2) 代表者の氏名  
齋藤 忠雄
  - (3) 主たる事務所の所在地  
北村山郡大石田町大字鷹巣字南原48番27
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、大石田町において、大石田の自然、歴史、文化等の地域資源に関する事業等を行うことにより

地域のにぎわいの創出及び交流人口の増加による地域全体の活性化に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|-------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|             |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパート1号  | 長井市台町3-1           | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,800                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,600                             | 23,500 | 27,100                             | 3月分の家賃に相当する額                       |
| 同 小国アパート1号  | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 13,300                  | 15,300                             | 17,500                             | 19,800                             | 22,600 | 26,100                             |                                    |
| 同           | 同                  | 同    | 58.0                          | 2    | 同   | 13,300                  | 15,300                             | 17,500                             | 19,800                             | 22,600 | 26,100                             |                                    |
| 同 2号        | 同                  | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,200                  | 16,400                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,200 | 28,000                             |                                    |
| 同           | 同                  | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,200                  | 16,400                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,200 | 28,000                             |                                    |
| 同 あらとアパート1号 | 同 白鷹町大字荒砥乙725-1    | 同    | 74.4                          | 1    | 同   | 24,000                  | 27,700                             | 31,700                             | 35,700                             | 40,800 | 47,100                             |                                    |
| 同 2号        | 同                  | 同    | 77.9                          | 1    | 同   | 25,400                  | 29,400                             | 33,600                             | 37,900                             | 43,300 | 50,000                             |                                    |
| 同 飯豊アパート    | 同 飯豊町大字萩生3893-3    | 同    | 59.4                          | 2    | 同   | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,300 | 29,300                             |                                    |



(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年8月17日から同月21日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年8月21日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成27年10月中旬

## そ の 他

山形県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成26年度決算の要旨を公告する。

平成27年8月14日

山形県市町村職員共済組合

理 事 長 市 川 昭 男

1 組合に属する地方公共団体等について

| 市  | 町  | 村 | 一 部<br>事務組合等 | 合 計 |
|----|----|---|--------------|-----|
| 13 | 19 | 3 | 19           | 54  |

2 組合員数及び給料月額について

| 組合員の種別            |    | 一 般       | 市町村長    | 特定消防    | 市町村長<br>長期組合員 | 長期組合員   | 船員一般    | 任意継続    |
|-------------------|----|-----------|---------|---------|---------------|---------|---------|---------|
| 組 合 員 数 (人)       |    | 14,297    | 34      | 1,385   | 0             | 1       | 5       | 317     |
| 給料月額 (千円)         | 長期 | 4,690,883 | 20,625  | 400,825 | 0             | 538     | 1,462   | /       |
|                   | 短期 | 4,712,061 | 25,301  | 400,825 | 0             | 538     | 1,462   | 89,393  |
| 1人当たり<br>給料月額 (円) | 長期 | 328,103   | 606,618 | 289,405 | 0             | 538,200 | 292,480 | /       |
|                   | 短期 | 329,584   | 744,147 | 289,405 | 0             | 538,200 | 292,480 | 281,996 |

3 組合職員の数について

(単位：人)

| 経 理 単 位 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | 物 資 | 合 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人 員     | 17  | 4   | 12  | 3   | 1   | 1   | 38  |

4 各経理単位の収支状況について

(単位：千円)

| 区 分             | 短 期       | 長 期        | 預託金管理 | 業 務     | 保 健     | 宿 泊     | 貯 金 | 貸 付 | 物 資 |
|-----------------|-----------|------------|-------|---------|---------|---------|-----|-----|-----|
| (収 入)           |           |            |       |         |         |         |     |     |     |
| 負 担 金           | 4,673,166 | 14,685,164 |       | 174,387 | 305,040 |         |     |     |     |
| 掛 金             | 4,766,264 | 8,035,566  |       |         | 180,781 |         |     |     |     |
| 施 設 収 入・商 品 売 上 |           |            |       |         |         | 306,244 |     |     |     |

|                     |            |            |         |         |         |         |         |         |        |
|---------------------|------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 連 合 会 交 付 金         | 514,962    |            |         | 56,448  | 486     |         |         | 668     |        |
| 利 息 及 び 配 当 金 等     | 1,974      |            | 129,012 | 454     | 739     | 149     | 236,464 | 15      | 25     |
| そ の 他 収 入           | 4,408      |            |         | 25      | 51      | 2,058   |         | 139,569 | 41,584 |
| 他 経 理 か ら の 繰 入 金   |            |            |         | 16,573  |         | 211,486 |         |         |        |
| 前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金 | 688,402    |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 計                   | 10,649,176 | 22,720,730 | 129,012 | 247,887 | 487,097 | 519,937 | 236,464 | 140,252 | 41,609 |
| (支 出)               |            |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 給 付 金               | 4,522,830  |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 役 職 員 給 与           |            |            |         | 107,104 | 23,928  | 131,090 | 16,903  | 6,044   | 8,274  |
| 旅 費 ・ 事 務 費         |            |            |         | 12,233  | 1,833   | 4,601   | 1,696   | 1,505   | 1,590  |
| 商品仕入・飲食材料費等         |            |            |         |         |         | 87,472  |         |         |        |
| 委 託 費               |            |            |         | 1,449   | 3,197   | 3,993   | 56      | 32      | 4,709  |
| 支 払 利 息             |            |            | 129,012 |         |         |         | 160,094 | 112,408 | 5,400  |
| 連 合 会 払 込 金         | 126,641    |            |         |         |         |         |         | 6,241   |        |
| 負 担 金 払 込 金         |            | 14,685,164 |         |         |         |         |         |         |        |
| 掛 金 払 込 金           |            | 8,035,566  |         |         |         |         |         |         |        |
| 事 務 費 負 担 金 払 込 金   |            |            |         | 75,307  |         |         |         |         |        |
| 連 合 会 抛 出 金         | 470,460    |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 老 人 保 健 抛 出 金       | 51         |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 退 職 者 給 付 抛 出 金     | 366,044    |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 前 期 高 齢 者 納 付 金     | 1,790,935  |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 後 期 高 齢 者 支 援 金     | 1,740,610  |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 病 床 転 換 支 援 金       |            |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 介 護 納 付 金           | 707,246    |            |         |         |         |         |         |         |        |

|                     |            |            |         |         |           |         |         |         |        |
|---------------------|------------|------------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|--------|
| 他 経 理 へ の 繰 入 金     | 16,573     |            |         |         | 211,486   |         |         |         |        |
| そ の 他 支 出           | 9,171      |            |         | 44,805  | 361,078   | 252,954 | 8,863   | 4,417   | 5,527  |
| 次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金 | 684,821    |            |         |         |           |         |         |         |        |
| 計                   | 10,435,382 | 22,720,730 | 129,012 | 240,898 | 601,522   | 480,110 | 187,612 | 130,647 | 25,500 |
| 当 期 利 益 金           | 213,794    | 0          | 0       | 6,989   | △ 114,425 | 39,827  | 48,852  | 9,605   | 16,109 |

5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について

（単位：千円）

| 区 分         | 短 期       | 長 期       | 預託金管理     | 業 務     | 保 健     | 宿 泊       | 貯 金        | 貸 付       | 物 資     |
|-------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|------------|-----------|---------|
| (資 産)       |           |           |           |         |         |           |            |           |         |
| 流 動 資 産     | 1,689,569 | 1,316,446 | 329,949   | 386,550 | 509,299 | 283,599   | 5,113,087  | 117,760   | 539,759 |
| 固 定 資 産     |           |           | 5,419,846 | 3,431   | 1,672   | 1,139,868 | 15,808,275 | 4,941,514 | 368     |
| 計           | 1,689,569 | 1,316,446 | 5,749,795 | 389,981 | 510,971 | 1,423,467 | 20,921,362 | 5,059,274 | 540,127 |
| (負 債 ・ 資 本) |           |           |           |         |         |           |            |           |         |
| 流 動 負 債     | 25,665    | 1,316,446 |           | 3,862   | 25,285  | 22,212    | 19,807,140 | 235       | 2,673   |
| 固 定 負 債     | 684,821   |           | 5,749,795 | 80,661  | 23,761  | 75,903    | 6,500      | 4,423,728 | 401,498 |
| 剰 余 金       | 979,083   |           |           | 305,458 | 461,925 | 1,325,352 | 1,107,722  | 635,311   | 135,956 |
| 計           | 1,689,569 | 1,316,446 | 5,749,795 | 389,981 | 510,971 | 1,423,467 | 20,921,362 | 5,059,274 | 540,127 |